

長 建 協 発 第 1 0 1 号
平 成 2 7 年 6 月 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「木材利用ポイント事業 発行可能なポイント数上限達成」について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、『木材利用ポイント』は発行可能なポイント数の上限に達したため、平成27年5月20日（水）午前9時までに指定郵送先で受付した申請をもって、申請受付が終了となりました。

つきましては、長崎県地域材活用推進協議会より別添のとおり周知依頼がまいりますのでお知らせ申し上げます。

なお、発行済みポイントの交換商品・寄附への交換申請期限は平成27年10月31日（当日消印有効）となっておりますことを申し添えます。